◆三重県最低賃金が時間額846円に改定

三重県労働局賃金室（TEL 059－226－2108）

三重県最低賃金は、10月１日から、26円引き上げられて「時間額846円」になりました。

この最低賃金は、年齢・雇用形態（パート・アルバイトなど）を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、特定（産業別）最低賃金が適用されます。

また、最低賃金の引き上げに対応して、中小企業支援のための業務改善助成金制度や働き方改革推進支援センター無料相談窓口（0120－331－266）を設けていますので、是非ご活用ください。

《四日市市消防本部からのお知らせ》

秋の火災予防運動　11月９日～15日
忘れてない？　サイフにスマホに　火の確認

●火災の発生状況

平成30年８月末現在の四日市市、朝日町、川越町で発生した火災は72件で、平成29年同期の69件と比べ３件増え、うち建物火災が37件で全体の約51％を占めています。

主な出火原因は、たき火、放火（疑い含む）、たばこです。

●住宅防火　いのちを守る　７つのポイント

≪３つの習慣≫

①寝たばこは、絶対やめる。
②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

≪４つの対策≫

①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

●もしものときに備えて

住宅用火災警報器が適切に作動するか点検ボタンを押すなどして確認し、定期的にほこりなどをふき取りましょう。住宅用火災警報器本体の交換目安は10年です。

■問い合わせ先　四日市市消防本部予防保安課（TEL 356－2010　FAX 356－2041）

敬老会

９月17日（月・祝）、保健福祉センターにて敬老会が行われ、約300名の参加者で賑わいました。

第１部の「相撲甚句」では会場が大いに盛り上がり、第２部の式典では百歳祝者の方１名、白寿者の方２名、米寿の方35名、喜寿の方99名に記念品が贈呈されました。

（記念品贈呈の様子）